

# 経営者会計と投資者会計の並存<sup>※</sup>

柴 健 次

## はじめに

誰のために企業会計は存在するのか。企業を取り巻く多様な利害関係者のためか、それとも株主等投資者のためか。利害関係者のために会計が存在するという観点からは、会計は対立する利害を調整するために情報を提供できなければならない<sup>1)</sup>。投資者のために会計が存在するという観点からは、会計は証券投資の意思決定を支援するための情報を提供できなければならぬ<sup>2)</sup>。しかし、現実には会計がいずれの機能を果たしているかを見極めることは難しい。利害調整を意識して開示される会計情報は投資意思決定に利用されるであろうし、情報提供を意識して開示される会計情報も利害調整に利用されうるからである。ただ、日本の会計については、いわゆる会計ビッグバン<sup>3)</sup>以降は、利害調整機能よりも情報提供機能を重視する議論に傾く

---

※ 本研究は、平成15年度関西大学学部共同研究費において、研究課題「国際化時代における取引の変化と各国の事情」として研究費を受けたものの成果として公表するものである。この課題の典型として、グローバル化の進展下における会計基準の国際的な収斂ないし調和化に対する我が国の対応が挙げられる。この課題に対しては、松尾圭正・柴健次編著「日本企業の会計実態－会計基準の国際化に向けて」や平松一夫・柴健次編著「会計制度改革と企業行動」等に「我が国の事情」を示してきたが、本稿では、その後における「事情」を論じている。すなわち、一度は、会計の調和化の流れに乗って、日本の会計が「投資者会計」に大きく傾きかけたかに見えたが、その傾向に対しては「経営者会計」の観点からの抵抗が確認できるという「事情」があるのである。

- 1) 法務省・大蔵省「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」(平成10年6月16日)「はじめに」によれば「商法会計における目的は、公開会社のみならず非公開会社を含むすべての会社を対象として、債権者と株主の利害調整機能又は債権者保護を中心としていると一般にいわれる。」この説明にあるように、商法会計に言及して利害調整機能が説かれることが多い。
- 2) 法務省・大蔵省「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」によれば、「証券取引法における会計目的は、公開会社を対象として、投資者に投資情報を提供する機能が中心といわれている。この情報提供機能の観点からは、適正な会計処理を通じて企業の財政状態及び経営成績を明らかにすることが必要である。」この説明にあるように、証券取引法会計に言及して情報提供機能が説かれることが多い。
- 3) 平成9年6月に、企業会計審議会から「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表されて以降、矢継ぎ早に新基準の設定・現行基準の改訂が続いた。この一連の会計改革をさして「会計ビッグバン」といい、あるいは“after 1997”といたりもする。

傾向にある<sup>4)</sup>。

一方、この十年間に日本の会計が急速に変化したことに関連して、企業側の対応に二つの異なる傾向が確認されるようになってきた。新しい会計の枠組みを所与として受入れそれに早期に順応しようとする傾向と、新しい会計の枠組みの問題点を取り上げその解決を迫る傾向である。仮にこうした傾向を生み出す考え方に基づく会計を、それぞれ投資者会計と経営者会計と呼ぶとしよう。

この観点を加味して、日本の会計を見直してみると、かつての「利害調整重視型・経営者会計」が、会計ビッグバンを経て、「情報提供重視型会計」へシフトしたが、果たしてそれが「情報提供重視型・投資者会計」なのかそれとも「情報提供重視型・経営者会計」なのか、いずれとも定まらない状態にあると考えられる。つまり両類型の並存・対立の図式が現代の会計課題を生み出すのである。

## 1 理論の立場

### (1) 「企業会計原則」の立場

「企業会計原則」(経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告, 昭和24年7月9日)は、その設定当初より証券取引法における会計の理論的支柱であった。当時「我が国の会計制度は、欧米のそれに比較して改善の余地が多く、且つ、著しく不統一である為、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実情」にあったため、「企業会計の基準を確立し、維持するため、先ず企業会計原則を設定して、我が国国民経済の民主的で健全な発達のため科学的基礎を与えようとするもの」であった(「企業会計原則の設定について」の一)。

また「企業会計原則の設定について」二二に「企業会計原則は、公認会計士が、公認会計士法及び証券取引法に基き財務諸表の監査をなす場合において従わなければならない基準となる。」とある一方で、同二三に「企業会計原則は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである。」ともある。

企業会計原則設定当時、戦後の財閥解体により大量の株式が一般に再配分され、証券民主化運動が起これ、株式所有の大衆化が急速に進展した。戦争で閉鎖されていた東京証券取引所が昭和24年5月に再開された。しかし、会計制度の整備が先決問題であり、会計の情報提供機能

4) 法務省・大蔵省「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」によれば、「これ(利害調整機能又は債権者保護…引用者)と並んで株主に対する情報提供機能も重要な目的の一つとされており、財産計算のみならず期間損益計算が一層重視されるようになってきたと考えられる。この面では、商法の会計目的は、多数の株主が存在する投資家に対する証券取引法の情報提供機能と実質的に同一の役割を担っていると考えられる。」この説明にあるように会計ビッグバンの開始とともに、情報提供機能を重視する傾向が強まった。

の高度化を論じる状況にはなかった。

以上要するに、企業会計原則の設定の趣旨から見て、企業会計原則は、戦後経済再建上当面の課題を解決するために会計制度を整備することが喫緊の課題であった。すなわち、当時、会計に情報提供機能を優先して求めるか、利害調整機能を優先して求めるかについては最重要課題ではなかった。

すなわち、『企業会計原則』「第一 一般原則四」に「企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。」とあるように、「利害関係者」が意識されている。また、同「第一 一般原則七」に「株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基いて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。」とあるように会計の役割を証券取引法上の情報提供機能に限定しているわけではない。

## （2）『財務会計の概念的フレームワーク』の立場

『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』（企業会計基準委員会基本概念ワーキング・グループ、平成16年7月、以下『概念フレームワーク』と略す。）は、その公表直後より今日まで、理論的支柱となる可能性を秘めており、学会等でその意義が繰り返し論じられている。『企業会計原則』設定から55年後の『概念フレームワーク』公表時の環境は、「会計基準の国際的な収斂（ないし調和）が求められる」状況があり、「財務報告を取り巻く制約要因」である「市場環境、投資家の情報分析能力、法の体系を支える基本的考え方、および基準設定の経済的影響に係る社会的な価値判断など」は「等質化が進んでおり、各国の違いは、少なくとも部分的には解消しつつある。」（『討議資料の役割』）。

また「この討議資料で、要約・整理された財務報告の目的などは、委員会の中心的な役割との関係上、原則として証券取引上のディスクロージャー制度を念頭に置いて記述されたものである点にも留意しなければならない。ここでは公開企業を中心とする証券市場への情報開示が前提とされている。」（『討議資料の限界』）。このように『概念フレームワーク』は会計の機能を我々が議論している情報提供機能に限定している。

すなわち『概念フレームワーク』第2項では、「投資家は不確実な将来キャッシュ・フローへの期待のもとに、みずからの意思で自己の資金を企業に投下する。その不確実な成果を予測して意思決定をする際、投資家は企業が資金をどのように投資し、実際にどれだけの成果をあげているかについての情報を必要としている。経営者に開示が求められるのは、基本的にはこうした投資のポジションとその成果に関する情報である。投資家の意思決定に資するディスクロージャー制度の一環として、それらを測定して開示するのが、財務報告の目的である。」と会計の情報提供機能を詳述している。

また、会計情報には副次的な利用があることに触れている。すなわち、第11項では「ディスクロージャー制度において開示される会計情報は、企業関係者の私的契約等を通じた利害調整にも副次的に利用されている。また、会計情報は不特定多数を対象とするいくつかの関連諸法規や政府等の規則においても副次的に利用されている。その典型例は、配当制限(商法)、税務申告制度(税法)、金融規制(例えば自己資本比率規制、ソルベンシー・マージン規制)などである。」と。

その上で次のようにも言う。すなわち「企業会計の設定にあたり最も重視されるべきは、第二項に記述されている目的の達成である。しかい、会計情報が副次的な用途にも利用されている事実は、会計基準を設定・改廃する際の制約となることがある。すなわち会計基準の設定・改廃を進める際には、それが公的規制や私的契約等を通じた利害調整に及ぼす影響についても、同時に考慮の対象となる。そうした副次的な利用との関係も検討しながら、財務報告の目的の達成が図られる。」と。

以上の引用から我々はいくつかのことを指摘できる。まず、第一に、「概念フレームワーク」の議論に従えば、「企業会計原則」は会計の利害調整機能に重きを置いていること。第二に、情報提供機能とは、具体的に、企業の将来キャッシュ・フローを予測しうる投資とその成果に関する情報を提供することであると定義していること。第三に、会計情報が利害調整にも利用されることから、会計基準の設定でこれらを考慮すると、制度会計は、情報提供機能と利害調整機能の双方を担うことになる。第四に、この状況は筆者がいう「情報提供重視型・投資者会計と情報提供重視型・経営者会計のいずれとも定まらない状態」に相当すると考えられる。第五に、それでも基本的には「概念フレームワーク」は会計における「利害調整」から「情報提供」への役割期待の変化という背景の所産であると考えられる。

## 2 理論にみる会計観

日本の会計の理論的支柱であるとした「企業会計原則」と「概念フレームワーク」のそれぞれの会計観を確認しておく必要がある。その理由の第一は、両者共に会計基準の科学的基礎を与えるという使命があるからであり、第二に、それぞれの公的意見公表時の会計環境を知ることが出来るからであり、それゆえ第三に、過去55年間の変化を知りうるからである。なお、「企業会計原則」はそれを補完する多数の公的意見を伴っている。なかでも税法や商法との関連を述べた公的意見<sup>5)</sup>が重要である。したがって、「概念フレームワーク」と詳細に比較する場合

5) 昭和26年9月28日「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」経済安定本部企業会計基準審議会中間報告、昭和27年6月16日「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」経済安定本部企業会計基準審議会中間報告、昭和35年6月22日「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」大蔵省企業会計審議会中間報告、昭和37年8月7日「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」大蔵省企業会計審議会中間報告、昭和41年10月17日「税法と企業会計との調整に関する意見書」大蔵省企業

にはそれら意見も『企業会計原則』に含める必要がある。

**（１）比較１：財務報告の目的**

財務報告の目的に関する議論を見ると、会計機能に関して、利害調整機能重視から情報提供機能重視へのシフトが確認できる。『企業会計基準』が企業会計一般に関する原則すなわち利害調整を意識して書かれているのに対して、『概念フレームワーク』は証券取引上のディスクロージャー制度すなわち情報開示制度を念頭に置いて書かれている。『概念フレームワーク』一般原則ではないけれども、現時点ではこれに匹敵する公的意見がないのであるから、証券市場を重視する現在における会計観を代表しているといえる。

**図表１ 比較１：財務報告の目的**

	「概念フレームワーク」	「企業会計原則」
報告の目的	投資者に対する私的情報の開示	利害関係者に対する真実な報告の提供
報告の内容	企業の投資のポジションとその成果に関する情報	企業の財政状態及び経営成績

つぎに、報告の内容に関しては、表現に違いはあるものの、主に財務諸表で伝える内容を指摘している点では同じである。すなわち、『企業会計原則』が情報の利用者を特定しない表現を用いているのに対して、『概念フレームワーク』は投資者からみた表現を用いている。投資者の企業への投資の成果は、投資先企業による投資成果に依存することを端的に表現しているのである。

**（２）比較２：会計情報の質的特性**

会計情報の質的特性に関しては、会計情報に対する理解の変遷を反映して、真実性の重視から有用性の重視へのシフトが確認できる。『企業会計原則』における真実性の原則が他の諸原則に支えられた相対的真実性であることは一般的な合意が存在するが、相対的真実性を有する会計情報が意思決定に対して有用であるかどうかは何ら保証がない。これに対して、『概念フレームワーク』は今日では主流となった意思決定有用性理論を基本的に採用しているのである。

**図表２ 比較２：会計情報の質的特性**

	「概念フレームワーク」	「企業会計原則」
基本的な特性	意思決定有用性 意思決定との関連性 内的な整合性 信頼性	真実性 明瞭性 継続性 安全性 単一性

＼会計審議会中間報告、平成10年6月16日「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」法務省・財務省共同研究会「商法と企業会計の調整に関する研究会」。

### (3) 比較3：財務諸表の構成要素

財務諸表の構成要素に関しては、「企業会計原則」時代の「資本」と「純利益」の関係では整理できない項目、すなわち、「純利益を構成しない純資産要素」が増えたために、「概念フレームワーク」が純資産及び包括利益の概念を導入して概念の整理を試みている。

新たな純資産は「資産と負債の差額をいう。これは報告主体の所有者である株主（連結財務諸表の場合には親会社株主）に帰属する資本と、その他の要素に分けられる。その他の要素には、報告主体の所有者以外に帰属するものと、いずれにも帰属しないものが含まれる。」（「概念フレームワーク」 「財務諸表の構成要素」第6項）。

図表3 比較3：財務諸表の構成要素

	「概念フレームワーク」	「企業会計原則」
貸借対照表	資産 負債 純資産	資産 負債 資本
損益計算書	収益 費用 純利益 *包括利益	収益 費用 純利益

包括利益とは「特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、および将来それらになりうるオプションの所有者との直接的な取引によらない部分をいう。一方、純利益とは「特定期間の期末までに生じた純資産の変動額（報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、および前項にいうオプションの所有者との直接的な取引による部分を除く）のうち、その期間中にリスクから開放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう。純利益は、純資産のうちもっぱら資本だけを増減させる。」（同上、第8項及び第9項）。

ここで、必ずしも「リスクから開放された投資の成果」が「実現利益」と一致するとは限らないが、ラフに言えば「未実現利益」を純利益に含めない、それゆえ資本の増加分として認めないという考えを貫徹させるために、純資産と包括利益の概念が導入された。

以上要するに、「概念フレームワーク」は「企業会計原則」と矛盾するというよりは、後者では説明のつかない新たな項目に新しい概念を付与したものである。

### (4) 比較4：財務諸表における認識と測定

財務諸表における認識と測定については、「企業会計原則」が資産評価に関する取得原価主義と利益（収益）に関する実現主義を明確にしているのに対して、「概念フレームワーク」は資産・負債の多様な評価の可能性と「リスクからの開放」概念の重視を打ち出している点で、大きく考え方が異なる。

図表4 比較4：財務諸表における認識と測定

	「概念フレームワーク」	「企業会計原則」
認識	リスクからの開放	実現
貸借対照表	資産 取得原価 市場価格 再調達原価 正味実現可能価額 割引価値 負債 支払予定額 現金受入額 割引価値	資産 取得原価とその費用配分（「資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。」）
損益計算書	交換に着目した、市場価格の変動に着目した、そして契約の部分的な履行に着目した収益・費用の測定。加えて、被投資企業の活動成果に着目した収益と、利用の事実に着目した費用がある。	収益・費用 発生主義による。ただし、未実現利益の計上を原則禁止する。（「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てなければならない。」）

### 3 日本の会計の転換

#### (1) 会計ビッグバン以前

日本の会計改革はいわゆる金融ビッグバンより先行して議論が始まっていたが、時期的には近接していたため、金融ビッグバンが会計ビッグバンのトリガーであるようにも見える。その時期に法務省及び大蔵省より公表された「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」（平成10年6月16日）は、日本の会計の転機を描いている<sup>6)</sup>。

商法と企業会計の調整に関しては、昭和26年の「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」や昭和35年・昭和37年の「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」等によって調整がはかられてきた。その結果、「企業会計原則」の側においても修正を行うこととなった。両者の調整の経緯は一連の「企業会計原則」前文に明らかである。

すなわち、昭和26年と昭和37年の商法改正において企業会計原則の趣旨が大幅に取り入れられた。ただし、昭和37年改正段階においても企業会計原則と商法に矛盾する部分を残しており、調整は将来に委ねられた。その後、昭和40年代に商法に公認会計士監査を取り入れることが課題として浮上し、証券取引法監査と商法監査の一元化が求められたことから、昭和49年商法改

6) 報告書によると「平成8年11月、内閣総理大臣から、金融システム改革に関して2001年までに改革が完了するプランをできる限り早急にまとめるよう、大蔵大臣及び法務大臣に対して指示があった。総理指示の改革の重要事項には、「ディスクロージャーの充実・徹底」及び「会計制度の国際標準化」が含まれている。これを受けて、企業会計審議会では、公正・透明な市場の発展に資するため、国際的にも遜色のない企業会計・ディスクロージャー制度に向けての精力的な審議が進められている。」と経緯が語られている。この時期の急速な基準設定・改訂を指して、後に「会計ビッグバン」と呼ばれるようになった。

正により商法に「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付イテハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という規定が設けられるとともに、大会社に対する公認会計士監査が実施されるに至った。その結果、企業会計原則は商法計算規定の解釈指針としての役割を果たすことになった。つまり、企業会計原則は設定当初より指導的役割を果たしてきたのであるが、ここにその使命を終えることとなった。

以来、商法の計算規定が存在するために会計基準の設定において自由度がなくなったとの理解が生まれた。すなわち、強行法規たる商法が原価主義を堅持している以上、企業会計側において資産の時価評価が難しいのではないかといった議論である。こうした状況下において、「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」が公表されたのである。

## (2) 「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」

同研究会は平成9年に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表の見直しに関する意見書」と「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」の提言がきっかけで開始された。すなわち、時価評価の導入等の提言と、商法における原価主義、利益計算上の取り扱い上の調整という課題が浮上したのである。昭和49年に完了した調整結果が約四半世紀後の平成9年には再調整を要する事態に至ったのである。

同研究会の下した結論は以下の通りである。

- ① 情報提供機能を追及する証券取引法会計（企業会計）と、利害調整機能ないし債権者保護を追及する商法会計に相違があるとの見方が一般的であるが、「情報提供機能は両者に共通するという観点において、企業の財政状態及び経営成績を表す基礎となる利益計算に違いが生ずることは利害関係者の判断を誤らせる虞がある。また、商法における債権者保護の観点からも、配当可能利益が恣意的に操作されることを排除するため、利益計算が公正な会計処理を通して行われることが望ましい。」
- ② 配当制限に関しては「まず、会計処理方法としての適否の観点から資産評価規定を検討し、その上で、配当規制の観点からの問題の有無を検討していくことが適当であると考えられる。」

これにより、商法規定に基づいて時価評価導入を否定する根拠が消滅した。また、この報告書以前から話題になっていた会計の情報提供機能がクローズアップされるようになった。

## 4 日本の会計の現在

### (1) 構造変化と会計機能

日本の会計環境は、図表5が示すとおり、二つの時期で大きく違っている。これらの典型的で相反する環境が、「成長期の利害調整機能」と「停滞期の情報提供機能」に結びついている



ように思える。

利害調整は保守的経理を基礎とする。その保守的情報は「控えめにみた実体」情報という意義を持つ。利害調整機能との関連で言えば、企業が収益をあげつづける限りにおいて一般に債権者の利害は表面化しない。実際には、企業成長が蓋然的に見込まれる限り債権者の利害が表面化しないという意味で利害調整機能が働く。他方、情報提供機能に関しては、株主に対する決算報告が情報開示に転用されても問題が少なかった。すなわち、「含み」や「のれん」が見込まれる限り原価情報は投資者の期待を裏切らないという意味では機能する。要するに、原価・実現主義会計が保守的経理となる限り、会計の利害調整機能を前面に出し、その範囲で情報提供機能を制限するという形で両機能を統合することが可能であった。

図表5 二つの時代の対比

	50年代と60年代	90年代と00年代
実体経済	高度成長	停滞
金利	3%超での変動	近代史上最低の水準
物価（卸売物価）	上昇基調	下落基調
為替相場	固定相場	変動相場
株価と地価	上昇基調	下落（又は停滞）基調
法人部門の資金過不足	明治以来の不足状態	余剰状態

したがって、これらの条件が失われると、利害調整機能と情報提供機能のいずれを重視するか、新たな統合はいかにあるべきかが問われるのは必然であった。90年以降に認識されてきた「停滞期の会計」すなわち「実態を正確に表現する会計」では時価評価が導入された。停滞期には、原価・実現主義会計は保守的経理となる保証はない。つまり「楽観的にみた実体」情報にもなりうる。それゆえ商法会計において保守的経理を徹底するなら低価主義を強制する必要がある。それに対して証券取引法会計において現在の情報を重視するなら可能な限り時価評価を導入する必要がある。原価が高価となりがちな現在の環境では、低価主義の強制が時価評価の導入と同義となるという意味で統合の可能性がある。

以上要するに90年代以降は時価評価が導入されても納得のいく時代であった。

## （2）企業行動調査から

我々は平成9年と平成10年、そして平成14年に会計情報の作成者と利用者の双方に対して会計の国際的調和への企業の対応に関するアンケート調査を行った。9年調査（作成者）と10年調査（利用者）の結果は、松尾隼正・柴健次編著『日本企業の会計実態－会計基準の国際化に向けて』に、14年調査（作成者と利用者）の結果は平松一夫・柴健次編著『会計制度改革と企業行動』として公刊している。

これら調査の詳細については、上記2冊を参照いただくこととして、ここでは、①上場企業

が準拠する会計基準や資金調達市場に関して企業行動にいかなる変化が生じたか、②個別決算・確定決算を中心とする商法会計と情報開示・連結決算を中心とする証券取引法会計の役割分担に関して、いかなる企業の意識変化が生じたか、の二点に絞って確認しておきたい。ここでは作成者すなわち企業に対する9年調査と14年調査が比較される<sup>7)</sup>。

#### ① 企業が準拠する会計基準及び資金調達市場について

9年調査では「財務諸表の作成に際して準拠する基準を日本基準から国際会計基準 (IAS) および米国基準にシフトする企業ほど、実態開示、配当政策、および株価動向を配慮する傾向にあり、したがってこうした企業の会計方針の決定が、欧米スタイルに変貌することを予想させる。」と結論付けられた。

一方、14年調査では「日本基準最優先企業 (日本基準選択企業) の選択理由は国内商慣習や法規制との整合性を重視していたのに対して、米国基準最優先企業 (米国基準選択企業) と国際会計基準最優先企業 (国際会計基準選択企業) のそれは当該基準がグローバル・スタンダードと捉えていることが判明した。この相違は、多分に、企業の資金調達活動・事業活動が国際性を帯びたものか否かの違いに密接に関わっている」ことが確認された。

これら2回の調査を比較したものが、図表6と図表7である<sup>8)</sup>。

これら図表に明らかなように、日本基準への準拠及び日本市場での調達は縮小が予想され、米国基準への準拠と米国市場での調達の拡大が予想される。国際会計基準への準拠はいずれの

図表6 作成者：調査の比較「準拠基準」

	(あ)	(い)	(う)	(え)
	日本基準	米国基準	英国基準	国際会計基準
14年調査	▲5.8%	22.2%	-	560%
9年調査	▲12.6%	51.9%	-	4700%

図表7 作成者：調査の比較「調達市場」

	(あ)	(い)	(う)	(え)
	日本市場	米国市場	英国市場	E U市場
14年調査	▲4.3%	30.0%	4.5%	▲63.9%
9年調査	▲5.1%	59.3%	▲29.9%	▲43.7%

7) 平松一夫・柴健次編著『会計制度改革と企業行動』第1章第4節・第5節から抜粋。以下本節内の説明は同様。

8) 図表6と図表7では「これまで5年間ではどうであったか」と「今後5年間ではどうであろうか」という問いかけをしている。そのうえで「これまで」に対して「これから」の比率を「変化率」として示した。図表6を例にとると、日本基準に準拠して会計を行う企業が、平成9年には「これまでとの対比で今後は12.6%も減少する」との回答があったのに対して、平成14年には、同じ比率が5.8%であった。このことは、平成9年当時の変化と比べて平成14年の変化が緩やかになっていると解釈できるのである。

調査においても準拠拡大が予想される。また、EU市場での資金調達縮小が特徴的である。

② 商法会計と証券取引法会計の役割分担について

企業には次の質問がなされた。「日本では、商法決算（商法会計）は個別決算・確定決算を中心とし、有価証券報告書（証取法会計）は投資者への情報提供を重視して連結決算を中心としています。このように役割分担することは望ましいと思いますか。」。その回答が図表8である。

図表8 作成者調査の比較「役割分担」

望ましくない←	1～3	4	5～7	→望ましい
14年調査	75.4%	14.0%	10.6%	平均2.6
9年調査	50.5%	17.3%	32.2%	平均3.6

図表8に明らかなように、商法会計と証券取引法会計の役割分担すなわち棲み分けを望ましくないとする意見が急増しているが、正確に理由を特定できない。ただ、トライアングル体制と呼ばれてきたわが国の企業会計制度が会計ビッグバンを経て変化するとしても、コスト負担の大きいダブルスタンダードは好まれないだろう。そのためか証券取引法を中心とする「新トライアングル体制」を望む姿や、商法がその弾力性を増すことへの期待が読み取れる。また、総論としては国際的調和に対して肯定的な意見が多いものの、企業は個別の問題については是々非々で対応すべきであると考えられる傾向が強いようである。

以上要するに、我々の調査では、情報提供機能を重視する証券取引法への傾斜は歓迎されるものの、個々の会計基準については必ずしも全面的に賛成しがたい場合もあるという企業の現実的な姿勢が読み取れる。

（3）経済産業省「企業会計研究会中間報告書」

会計ビッグバンが急速に進展する中、また、会計基準の国際的収斂が進む中、日本は独自の意見を持つべきではないかとする主張が強くなってきた。一つは、企業会計基準委員会の「概念フレームワーク」に結実した。この概念フレームワークは米欧の先例を範としているが日本独自の理論構成を有している。いま一つは、経済産業省が平成17年に公表した「企業会計研究会中間報告書」である。これは情報作成者である経営者サイドの主張を大きく取り入れた報告書であり、現在の日本における強い意見の一つである。

企業会計研究会が重視した論点は、企業経営者の意図（基本的には継続的な事業によって利益を得ること）を反映した会計情報の視点が必要だという考え（本稿ではこの考えを「経営者会計」と呼ぶことにする）と、国際的なイコールフットingの視点が重要であるという考えに集中する。

まず、企業経営者の意図を反映した会計の必要性に関して以下のような議論が展開されてい

る。すなわち、報告書によれば「特に重要な点は、我が国の経営実態を適切に表すための会計情報は、企業経営者が目指す事業の継続的活動やグローバルな事業展開による企業価値の持続的成長を反映し、将来キャッシュ・フローの予測に役立つ情報であることが望まれること、そして純利益がステークホルダーにとって企業価値を評価する際に最も重要な財務会計上の指標であるとの結論に至ったことである。」と経営者の視点を強調している。

しかも、「他方、IASBを中心として、このような極めて重要な情報である純利益を否定する動きがあるなど、我が国の上記の考え方とは相違する方向で検討がなされている。そこで、上述のような我が国の考え方を主張し、国際的な会計基準の改正・整備に反映していくことが不可欠である。」と述べている。このように本報告書は経営者の視点を強調すると同時に、純利益を重視する企業会計基準委員会の主張も同時に取り入れている。

他方、イコールフットイングの視点も強調している。ここに「イコールフットイングとは、我が国の企業がグローバルに企業活動を行う際に、市場のインフラである会計基準の相違により、損益が大きく変わること等により競争力上、不利にならないよう、市場のインフラ整備(会計基準のコンバージェンス)が必要であるという視点を意味する。」とし、「但し、安易に我が国の会計基準を米国会計基準もしくは国際財務報告基準に合わせることを意味するのではなく、より経済実態を適切に表すことができるよう国際的に十分な議論を行い、すりあわせを行いコンバージェンスを進めていくことが重要である。」とも書かれている。

しかし、係る経営者会計の視点が、旧来型の利害調整機能重視と結びつくか、国際的な流れの情報提供機能重視と結びつくかで、判断に迷うところがある。

まず、同報告書は国際的な収斂ないし調和を完全に否定しているわけではない。すなわち、「国際的な会計基準の改正・整備が進む中、我が国の考え方をその改正・整備に反映させていく必要がある。かかる観点から、我が国の企業実態等を踏まえ、国際的に普遍性を持つ我が国経済にとって望ましい企業会計の在り方に関する基本的な考え方を整理・検討し、その考え方を国際的な会計基準の改正・整備に反映すべく、国際的に発信することを本検討等の目的とする。」と報告書本文の冒頭で述べている。

一方で、「企業会計の役割には、株主・投資家等の意思決定を支援する機能と利害調整を支援する機能がある。」とも述べている。それにもかかわらず、情報提供機能を重視する傾向の強い会計ビッグバンには肯定的な意見を示している。すなわち、「このような会計ビッグバンの導入は、我が国の経済全体が低迷していた時期に、企業経営者が効率性を追求するために連結グループ全体での経営判断を行うようになるなどの経営活動の変化や、地価や株価の下落等の経済環境の変化の中で我が国企業の実態をより適切に表すために行われた改革であり、含み損の存在等も明らかになるなど、財務体質の向上に寄与し、幅広いステークホルダーに対して、有用な情報を提供したものと評価できる。」と。

それゆえに、私はこうした考え方を「情報提供機能重視型・経営者会計」と呼んで、旧来型

の「利害調整機能型・経営者会計」や「情報提供重視型・投資者会計」とも区別したのである。

## 5 日本のシステム選択

会計制度がどのような特徴を備えるかは、会計制度を取り巻く様々なシステムとの関連で決まってくる。金融ビッグバンが行われなかったとすればいわゆる会計ビッグバンも行われなかったかもしれない。金融市場が今日ほどグローバル化しなければ、企業が盛んに外国に進出しなければ、会計基準の国際的調和はすすまなかったであろう。

さて、会計ビッグバンの全体像がまだ見えない時期、平成8年の日本会計研究学会統一論題報告において、私は、日本の企業会計システムの構造変化を促すかもしれないマクロ社会現象を前提にして、四つのシステム選択問題に迫られていることを問いかけた<sup>9)</sup>。そこで従来のシステムを維持する選択とそれを変える選択を対比してみた（図表9）。

図表9 迫られた選択

マクロ社会的潮流	現行システムを温存する選択	新システムを模索する選択
経済の市場化	行政主導の経済システム ⇒ 規制当局への報告を重視	市場中心の経済システム ⇒ 市場への情報開示を重視
金融の証券化	間接金融・相対型システム ⇒ 長期平均的収益性を重視 ⇒ 成長（低リスク）の会計	直接金融・市場型システム ⇒ 現時点の実態開示を重視 ⇒ 停滞（高リスク）の会計
企業の国際化	無抵抗型（日本型） 追い詰められるまで手を打たない（世界戦略なし）。残された積極策は一気にシステムを変更することのみであり、日本のお家芸。結果として、弱体化してから日本企業を追い詰める。 ⇒ ビッグバン方式	戦略A（GNP型又はG4 + 1） 自国企業をどこまでも守る戦略 ⇒ 自国ルールを外国企業へ適用するための会計基準設定 戦略B（GDP型又は途上国型） 自国市場をどこまでも守る戦略 ⇒ 国際ルールを自国市場で適用するための会計基準設定
社会の情報化	情報処理能力を活かさない ⇒ 加工情報の提供	情報処理能力を活かす ⇒ 未加工情報の提供

図表9に掲げた、いずれも厳しいシステム選択に関して、10年後の今日から見ると、経済の市場化と企業の国際化に関しては新システムへの移行がすすんだように思えるが、金融の証券化と社会の情報化に関しては未だ選択が完了していないように思える（図表10）。

図表10は迫られたシステム選択の一部を描写するに過ぎない。この表から直ちに経営者会計と投資者会計の並存を説明することもできまい。しかしながら、金融のタイプが異なる二種の企業グループにおいては会計に期待する機能も異なるように思える。

9) 柴健次「証券市場における財務報告の在り方」（日本会計研究学会第55回大会統一論題報告、1996年8月）、「会計」第151巻第1号、1997年1月。なお、柴健次「テキスト金融情報会計」も参照されたい。

図表10 現状と未だ行われていない選択

マクロ社会的潮流	古いシステムを温存する選択	新システムを模索する選択
経済の市場化		市場中心の経済システム ⇒ 市場への情報開示を重視
金融の証券化	間接金融・相対型システム ⇒ 長期平均的収益性を重視 ⇒ 成長（低リスク）の会計	直接金融・市場型システム ⇒ 現時点の実態開示を重視 ⇒ 停滞（高リスク）の会計
企業の国際化		戦略B（GDP型又は途上国型） 自国市場をどこまでも守る戦略 ⇒ 国際ルールを自国市場で適用するための会計基準設定
社会の情報化	情報処理能力を活かさない ⇒ 加工情報の提供	情報処理能力を活かす ⇒ 未加工情報の提供

## むすび

会計ビッグバン以前において、国際化の流れに乗ることを巡って、国際派対民族派の対立がささやかれることが多かった。金融のビッグバンに連動して急展開した会計改革ではあったが、会計ビッグバン以降においては、新たな議論が巻き起こってきた。

一つは、日本の事情を考慮に入れつつも、普遍的な投資理論に基づくわが国の主張を展開しようとする企業会計基準委員会の活動がある。その基礎概念は「概念フレームワーク」にまとめあげられた。ここで構想される会計は投資者会計である。

いま一つは、日本の企業の事情を考慮に入れつつも、普遍的な経営者感覚に基づくわが国の主張を展開しようとする経済産業省企業会計研究会の報告書がある。ここで構想される会計は経営者会計である。

いずれの考え方も、会計ビッグバン以前の原価主義・実現主義の会計への回帰には結びつかない。会計の国際的収斂や調和から見て、会計の基本機能を情報提供機能に置く点では同じである。だから世界中で合意ができた会計処理を廃棄する意見は出てこない。しかしながら、未だ理論的な紛争の余地のある課題に関してはこれらの意見が対立する。それは会計情報の作成者の意見であるか利用者の意見であるかの対立である。

積極的に世界へ発信していこうという中での理論ベースの対立であるだけに、ここしばらく二つの立場を反映する会計の議論が並存しそうである。それゆえ、具体的な会計処理の議論で対立が激化する可能性もある。